

## 第15回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

会場：武蔵野商工会館4階市民会議室

日時：平成25年7月5日（金曜日） 19時～21時

## 構成員（敬称略）

出席者）濱本勇三、中村和子、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、西村まり、糸井守  
黒木泰二郎、城戸毅、佐薙誠、恩田秀樹、山家恭介、小口新吾、安西崇博

## 資料一覧

## 次第

- |        |  |
|--------|--|
| 資料15-1 | 第14回議事録                                  |
| 資料15-2 | 第14回議事要旨                                 |
| 資料15-3 | 第14回話し合いの会における東京都及び国土交通省の回答に対する意見（古谷構成員） |
| 資料15-4 | 武蔵野市地上部街路話し合いの会資料9-6に関する質問参考資料（古谷構成員）    |
| 参考資料   | 第14回ご意見カード                               |

## （再配布資料）

- |        |   |
|--------|---|
| 資料9-3  | 東日本大震災を踏まえた道路の必要性について                         |
| 資料9-5  | 外環の地上部街路（外環ノ2）についての主張（確認）<br>（濱本構成員提出資料）      |
| 資料9-6  | 東京外かく環状道路の主な経緯（「外環の2」「武蔵野市」を中心にして）（西村構成員提出資料） |
| 資料10-3 | 外環ジャーナル No. 9                                 |
| 資料10-4 | 外環の地上部街路について                                  |
| 資料10-5 | 都に対しての質問・要望事項                                 |
| 資料10-6 | 地上部街路整備による影響データについて                           |
| 資料10-8 | 第10回話し合いの会に向けての質問（城戸構成員提出資料）                  |
| 資料10-9 | 外環の2周辺における地域危険度について（黒木構成員提出資料）                |
| 資料14-4 | 外環の地上部街路に関する必要性（整備効果）データについて<br>（武蔵野市版）（更新版）  |

(事務局)

それでは、予定時刻になりましたので、ただ今から「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」を開会いたします。本日も夜分お忙しい中、ご出席くださいますありがとうございます。私は事務局を担当いたします、東京都都市整備局都市基盤部外かく環状道路担当の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

まず注意事項を申し上げます。携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手などはご遠慮いただきますようお願いいたします。また、会議中の撮影につきましてもご遠慮ください。なお、取材におけるカメラ撮影は資料確認が終わるまでとさせていただきます。本日の話し合いの会では、議事録を作成するため録音を行っております。マイクを使わず発言された場合、録音できない場合がございます。発言の際には、挙手をして司会者からの指名後、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、東京都では5月から10月まで節電および地球温暖化防止の一環として軽装により執務を行っております。ご理解いただきますようお願いいたします。最後に、本日の終了予定時刻は午後9時とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

続いて資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に、構成員の皆様には既に配布させていただいた資料については、当日お持ちいただくこととなっております。本日は、次第の右端に明記されている資料を使用する予定です。資料をお持ちでない方、また、資料が不足している場合などございましたら、お近くの担当者にお知らせください。

それでは資料確認は以上です。カメラ撮影につきましてもここで終了とさせていただきます。司会者と副司会者は、前回同様、渡邊さんと村井さんをお願いしております。ここからの進行につきましては司会者の渡邊さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

はい。ただ今ご紹介いただきました渡邊と村井でございます。

本日の進め方について最初に事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の次第をご覧ください。この後、次第2では、議事録、議事要旨の確認を行い、次第3では、前回、西村構成員、濱本構成員から資料の説明は行っていただきましたので、今回は質疑応答、意見交換から行ってまいります。次第4では、城戸構成員、黒木構成員、東京都から提出された資料の説明を行い、質疑応答を行います。次第5では、資料14-4を用いて、地上部街路による必要性について東京都から説明を行い、資料9-3に関する質疑を含め質疑応答を行います。次第6では、資料10-6を用いて、地上部街路による必要性(影響)について東京都から説明を行い、質疑応答を行います。次第7では、古谷構成員から提出された資料の説明を行っていただき質疑応答を行います。以上になります。

(司会)

はい。ありがとうございます。それでは、お手元の次第に従って進めてまいりたいと思います。次第2、議事録、議事要旨の確認について。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今回、第14回の議事録と議事要旨について、事前に構成員の皆様へ送付させていただきました。事前にご確認いただいたものを今回配布させていただいており、議事録および議事要旨はこれで公表させていただければと思います。以上です。

(司会)

ただ今、事務局から説明がございましたが、この形で構成員の皆様へ公表してよろしいでしょうか。

はい。それでは、この形で事務局から公表することになりますのでよろしく願いいたします。それでは、次第3に進みたいと思います。次第3では、前回、濱本構成員、西村構成員からそれぞれ提出いただいた資料の説明を行っていただきました。今回はその質疑応答からということになっております。ただ、古谷構成員から西村構成員の件について挙手がございましたが、後日、文章で資料として提出がされました。これは後日ということでもよろしく願いいたします。

では、早速ですが、ご意見のある方から挙手して発言していただきますようよろしく願いいたします。はい、中村構成員。

(中村)

西村さんの1番の件なんですけれども、3ページの2007年4月のところで附属街路は廃止とありますけれども、外環の2と附属街路というのはどう違うのでしょうか。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

外環の2は私ども地上部街路とこの会では申し上げていますので、地上部街路という形で説明させていただきます。まず、外環の地上部街路と申しますのは、目白通りから東八道路間、約9キロ、外環本線の両側にですね。昭和41年に計画決定された都市計画道路でございます。幹線道路としての東京都の都市計画道路のネットワークを構成する道路として計画された道路でございます。

一方、附属街路と申しますのは、中央高速道路から東名高速道路までの区間、この区間は外環本線が高架式で計画されましたので、その沿道からの出入り等のサービスのために計画された片側幅員6メートルの道路でございます。附属街路につきましては、外環本線

が地下方式に平成19年に都市計画変更されたと同時に、サービス道路としての機能も必要なくなりましたので、附属街路を廃止したということでございます。

(司会)

はい。ありがとうございました。中村さん、よろしいですか。ほかにございますか。

はい、濱本構成員。

(濱本)

西村さんの資料でお聞きしたいんですが、これは西村さんにまず聞きましょう。平成18年、2006年なんですけれども、このときに東京都はですね、多摩地域における都市計画道路の整備方針ということで概要書が出て、それから決定したと思うんですが、このことがなぜこの資料に載らないのかということと、それから、東京都については、後ほど私のもので質問の中で申し上げますけれども、このことについてどのような決定の仕方をしたのか。それを質問します。

(司会)

はい。西村さん、2点ございましたけれども。

(西村)

1点目でよろしいですか。

(司会)

ええ。よろしく申し上げます。

(西村)

はい。私がつくりました東京外かく環状道路の主な経緯というのは、かなり抜けているところがあると思います。今、濱本さんがご指摘なされたところも、私の中ではいわゆる第三次事業化計画、多摩地域における都市計画道路の整備方針ということで頭にはあったのですけれど、優先道路ではなく要検討の道路ということで、まあ載っていることは載っていたのですが、私としては、初めのときに省いてしまった後、復活しなかったということです。

ついでにちょっと話すと、例えば、同じようなことで、4ページをお開けください。平成21年に対応の方針というのが出ていますけれども、これなどにつきましても、本当はその前から、その前の年の10月から12月にやっていた地域課題検討会、総まとめとしての対応の方針ということでかなり重要な部分を占めるんですが、紙面の都合もあるんですが、ごく簡単に1行にもならない状態で入れております。だから、こうしたものも含めまして、皆様が補足していただきたいと思っておりますし、これの使い方も、前に申し上げまし

たように、いろんな形で利用していただければと思います。ご質問よりはみ出ましたけれども、以上です。

(司会)

はい。ありがとうございます。これはあれですか、西村さんがつくった資料は非常に細かくていいんですけども、行政側ではこういうのをつくっているの？ こんな細かくはつくれないと思いますけれども、何かあるんですかね。はい。小口さん。

(小口)

私どもは経緯につきましては平成20年3月に出したパンフレットですとか、この会でも、経緯ということでご紹介させていただいたときに経緯という形でまとめさせていただいたものは出しております。ただ、西村さんの経緯のようにかなり細かくまとめたいただきましたけど、ここまでなかったと記憶しております。

(西村)

よろしゅうございますでしょうか。

(司会)

はい、西村さん。

(西村)

行政がお出しくださったものは大体A4／1枚にまとまる程度だったと思うんです。つくった目的が違うということも言えると思うんですけども、私の場合は、外環の2のことを考える中で、私自身の整理もありましたし、皆様に問題提起の意味もありました。もし時間があれば、各々ページについてもっとお話ししたいことがいっぱいあったのですが、この間の流れを見ておまして、これ以上お時間をいただくことは無理だと思っておりました。今後の話の中で、また時に応じて出させていただきます。

(司会)

はい。ありがとうございます。大変貴重な資料だと思いますので、皆さん、大事に保存していただければいいし、西村さんも追加はまたひとつ機会があればよろしく願いいたします。濱本さんの質問のもう1点についてはどうでしょうか。はい。安西構成員。

(安西)

多摩地域における都市計画道路の整備方針の策定期間というご質問だったかと思います。平成18年4月に東京都と28市町で取りまとめております。平成18年4月に方針をまとめるにあたっては、平成17年8月に中間まとめを行いまして、一般の方々のご意見、

パブリックコメントを頂いた後、平成18年4月に取りまとめた形になっております。なお、この整備方針の中で外環の地上部街路については要検討路線という位置づけになってございます。以上です。

(司会)

はい。ありがとうございました。濱本構成員、どうぞ。

(濱本)

後ほどお聞きしようと思ったんだけど、今はそういう答弁なので。私の質問書にも出ていますけれども、この多摩地域における平成18年2月都市計画の整備方針第三次事業化計画(案)概要版ですね、これは一応3月のときに案が出ました。概要版がね。概要版の裏側に整備方針(案)への意見提案の募集要項が記載されておりますが、中身の中に入っていると思いますけれども、そこで住民の意見を聞くという会があると思うんですよ。その話が出たのはですね、その年の3月3日のP I協議会で話し合いがありまして、東京都の今の部長さんが課長に就任されて出席された時ですが、そのことについて答弁されたと記憶しておりますが。私が質問したのはですね、3月のその3日の日に質問してですね、そのときの回答として、そのことについては住民の意見を聞いてするということであったんです。まあそれは結構なんですけれども、ただ、今報告があった概要書ではなくて、この4月に発表された「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」の資料ですけども、これがその3月のときに私がもう手元にあったんですよ。手元に。これ。これが第三次計画の決定版でしょう。これ以外は出ていないでしょう。これ、なぜ3月3日のこの時に今述べた第三次事業化計画の決定版が発行されているのですか。3月のときになぜこれが出たんですか。これが。

それで、東京都は、この私の概要書の案について質問したときに、改めて山口部長は決定版を5月に発表しますと。決定をね。これは、これじゃありませんねって確認したわけ。P I協議会の第17回の協議会の議事録を読んでもらえれば分かりますけれども、私が今日質問したのも入っていますけれどもね。なぜ今、これ4月に決定したなんて言われるんですか。3月15日までに意見を聞いてですよ、それで、その後ですね、これをまとめてやると。ところが、4月に発行された決定版が私のところに、3月のP Iの席上では手元にあるのですが、これをこのようにしてですね、P I協議会で質問したんですよ。ねえ。そのときの担当課長、山口部長もそうだし、東京都の課長もそうだけれども、このことについては一応謝罪したような形で、必ず5月には新しいものを出しますと言われて、それが決定だということなんですよ。これで決定されたら困るんですよ。ねえ。だって3月のときにこんなもの出たって。何のためにこの資料をね、意見書を出すんだって。ここに意見書を取るようになっていたでしょう。これ。ここに。ね。そういうことで決定しているんですよ。

東京都はこういうことを。これを後でもう一度、私質問しますけれども、これは今の答

弁おかしいと思うよ。今日はいらっしゃいませんけれども、P I 協議の中にね、まあ2～3人お出でになっていますけれどもね。聞いておりますけれども。また傍聴の方も一緒に聞いているんだけど。平成18年3月3日に私が質問したときに、この概要書で質問してですよ、これから住民に意見を聞きますと。それから、概要書のことについてもですよ。もっと言えば、概要書のときも意見を取ったっていうんだけど、実際何件ありましたかとお聞きしたら、ゼロ件だったんですよ。東京都の答弁は、何も意見を受付していないんですよ。何もいってなくて勝手に決めた様になっているのですが。

それで、このことについて、この決定、概要書じゃなくて決定したものが、私の手元にその3月3日開催されたP I でもう平成18年4月発行の決定版を頂いているわけですよ。それをあなた方は今これで決定しましたって言ったでしょう。言いましたよね。間違いなく。それは決定じゃないですよ。あのときこれ5月に決定した。3月の資料。住民から意見を聞いたものを完了して、それでもう一度決定しますという言い方したんだけど、それが決定されていないんですよ。どこで決定したのですか。決定した新しいものがあるなら見せて下さい。

(司会)

はい、小口さん。

(小口)

その件につきましては、決定の経緯について、再度、しっかり調べてご回答させていただきたいと思います。

(濱本)

私も意見を出していますよ。

(小口)

P I 協議会の議事録等も再度しっかり調べてですね、再度これは確認させていただいたうえでご回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(濱本)

ちょっと待ってください。もう1回。

(司会)

濱本さん、ちょっといいですか。この議論はちょっと参加できない人ばかりがたくさんいるんですよ。

(濱本)

いや。でも大事なことですよ、これ。

(司会)

大事なことでも…。

(濱本)

武蔵野だって。

(司会)

いやいや。大事なことでも、私も全然その経過は分からないし。

(濱本)

いや。経過が分からないから。

(司会)

それはそうなんですけれども。

(濱本)

説明が入っているでしょう。質問書の中に。

(司会)

例えば、濱本さんが3月にもらった理由、もらった時点というのは、どういう経緯で濱本さんのところへそれが入ったのかってというのは、我々全然分からないんですけれども。それはP Iでもらったんですか。

(濱本)

あのね、今、小口さんがちょっと言われたけれど、私の質問書の中に出ているでしょう。第17回の議事録読んでこなかったのですか。

(小口)

読むことができました。

(濱本)

読んできたら答弁できるでしょう。それで、先輩のおたくの部長が今、課長のときだから、上司に聞いてくればいじやない。

(司会)

はい。小口さん、どうぞ。

(小口)

決定の経緯につきましては、大変恐縮でございますが、再度調べさせていただきたいと思っています。ただ、私どもはいつ発表されたのでしょうかと、それとどのような確定内容なのではないかということにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

(司会)

はい、古谷構成員。

(古谷)

これは私の資料とは別ですけれども、今の小口さんの質問ですが。決定されたということは、そのP I会議では決定しないで、これからやるって決定してたはずなんですよ。それが決定しているということは、小口さん、それは話が違うと思いますよ。都の理解では、その3月に決定したということになっていますぐらいの説明だと思いますよ。せいぜい答えられるのは。

(司会)

はい、小口さん。

(小口)

先ほども答弁させていただいたとおり、その決定の経緯につきましては再度しっかりと調べさせていただきます。またこの会議でご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(司会)

はい。そういうことで宿題ということで、よろしくご理解いただきます。古谷さん、どうぞ。

(古谷)

はい。だから、今の段階では、決まっているんですか、決まっていないんですか。ということは、ペンディングじゃないんですか。小口さん、そこでは今決定しますっておっしゃいました。そのおっしゃったのは、そっちの理解だけであって、ファクトとしては、ファクトとしては、まさに宙に浮いている状態だというのが私は客観的な答えだと思います。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）については決定してございます。P I 協議会も含めての決定の経緯につきましては、再度私どものほうで詳細に調べさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(司会)

はい。ありがとうございました。すみませんが、そういうことですので、後日また整理をしていただいて説明、回答していただきたいというふうに思います。他にございますか。

はい、河田構成員。

(河田)

話が前後して申し訳ないように思うんですけども。私が手を挙げたのに指名されないで、そのまま先へ進んだ。西村構成員の先ほどの答弁といいましょうか、やり取りの中で、私も大変よく拾い上げてまとめていただいたものだと思うんですけども。あれだけの資料をですね、この前のこの場における報告と若干の質疑応答だけで終わらせてしまうのは実にもったいない。ただ今ご本人も、「まだ言うことはたくさんあるんですが」という含みのある発言もされておりましたけれども、あれは是非ですね、もう少しメリハリをつけてですね、このポイントはこういう意味で重要であって、現在においてもこういう影響があるんだというような解説も含めてですね、解説というか、まあご自身の理解でも結構なんですけれども、そういうことでここで披露していただかないと。単に、これを配って、皆さん見てくださいますと、人に責任を転嫁するような言い方でなくて、自分でひとつおっしゃっていただければありがたいと思います。まあ次回でも是非ご用意いただいてですね、そのお出しになった資料についての西村解釈をきちんとやっぱり報告していただければと思っております。以上でございます。

(司会)

はい。ありがとうございました。河田さん、すみません。他意はございません。たまたま目に入らなかったものですから、申し訳ございません。

西村さん、またあれですね、準備会の中でこれについてはもう一度議論いただいて、この会議の中でどうするか。今ちょっと時間があれでしょうから。そういう形でもう1回検討して。今、河田さんがおっしゃった件について、できるのであれば。

西村さん、何かございますか。はい、どうぞ。

(西村)

傍聴者のコメントの中にもございましたし、やはり私としてもこれでいいのかとは思っておりました。1個だけ今言わせていただくとしたら、先ほど申し上げた、あの検討の方針の取りまとめの前に、地域課題検討会というのがございました。いわゆる地域P Iなんですけれどね。その記録集が出ておまして、その中で外環の2が9ページから10ページ、かなり小さい字、9ポイントぐらいの字でぎっしり書いてあります。それはもうほとんどが、まあ100人前後の構成員でそのときは話し合ったんですけど、それがほとんどが外環の2に対する懸念の意見でした。こういったものを背景にして、私はやっぱりしゃべっているというのがあるわけですので、そういったことは是非皆さんに述べさせていただきたいと思っていました。今後のことは今、司会者がおっしゃったように、次の準備会なり何なりで皆様にお考えいただくということで結構です。

(司会)

はい。じゃあ河田さんがおっしゃったようなメリハリのあるような形でポイントを整理していただいて、どういう影響があるのかとか、そういうものを含めて、コメントをつけていただきながら、もし時間があればつくっていただいて、次の準備会の中で1回議論させていただきたいというふうに思います。

(古谷)

はい。

(司会)

はい。古谷構成員、どうぞ。

(古谷)

これは今日の、まあこの前出した私の資料ですね。後になっていきますけれども、西村さんのはさらにその後になるということでしょうか。つまりですね、この西村さんと、これからの濱本さんについて、いろいろなことでそういう追加のいろんな書類、資料というのはまた出てくる。それはそのたびごとに後ろにいくということになると、何が何だか分からなくなっちゃいはいませんか。

(司会)

はい。そのまま準備会の中で、まあ同じような案件であれば一緒にやっていけばいいと思うんですよ。ただやはり、順番でとっては申し訳ないんですけども、ずっと資料を提出したままの方もいっぱいおりますので、まずそれをやらせていただきたいというのが、これまでの準備会の中でもお願いして了承されていると思います。ただ、今、古谷さんのおっしゃった発言につきましては、西村さんの関連もございますから、これはまあ一緒にや

るほうがいいでしょうというふうに思っていますけれども。これも準備会の中でもう一度調整させてください。

はい。ほかにご質問等ございますか。はい、中村構成員。

(中村)

濱本さんの主張についてですが、私も濱本さんと同様、高速道路と今話している外環の2は最初から一体だと思っています。それと濱本さんが出した一番最後のページの図柄なんですけど、昭和41年には自動車専用道路となっているところ、20年以降、17年ごろからだと思いますが、外環の2というふうになっている。その説明をしていただきたいと思っています。

(司会)

はい。小口構成員、どうぞ。2点ございますので、お願いします。

(小口)

まず一体という話について、私から東京都の考え方を述べさせていただきます。濱本さんの言う一体の意味が、二つの道路を組み合わせて一つの道路として成立するといった意味での一体であれば、高速道路の外環と外環の地上街路はそれぞれ別の目的を持ち、それぞれが独立した道路として計画されております。濱本さんの言う一体がそういう意味であれば、一体ということには当てはまらないのではないかとこのように考えています。

また、昭和41年にはそれぞれ別の目的で計画された二つの道路について、構造上、外環の地上部街路の中に外環本線を収容するというように計画しました。つまり、形状は一体的な様相を示しておりますが、それぞれに持たされた役割や道路の持つ機能は異なっておりまして、外環本線が地下に移ったことにより、地上部街路の持つ機能のうち本線の収容空間としての役割は不要となりましたが、そのほかの一般街路としての役割はまだ残っている状態でございます。都や国で策定した構造図については、一つの道路という誤解を招くような記載なのかもしれませんが、決して一つの道路という意味ではございません。また構造図の話でございます。

(城戸)

ちょっと議事進行について。

(小口)

構造図につきましては、昭和41年のときの都市計画決定されたものだというようなご指摘だと思うんですが、実は、昭和41年の都市計画法、旧法でございますが、そのときはいわゆる図面というか、都市計画決定図書というものが法律上位置づけられていません。

現実的に、現在東京都が保管している資料というのは、濱本さんに出していただいた構

造図は保管してごさいません。現実的には東京都が保管している資料というのは、都市計画決定した図面3,000分の1の平面図、それと起終点や経過地、幅員等が書かれた一覧表、それがあのみでございませう。それについてはこの会でも何度かご紹介しているというようなところでごさいませう。

(司会)

はい。中村さん、よろしいですか。城戸構成員、議事進行ということですので、何かございませうか。

(城戸)

西村構成員の資料についての質疑、意見は終わったんですか。そののところ、終了したというあれがなしに、次に、②のほうに移ってしまったように思いますがけれども。

(司会)

前から言っているとおり、①と②は先に説明をさしていただいて、同時に、終わった段階で質問をしていただくと、また意見を言うていただくという形になっていますので。まあこっち行ったりこっち行ったりしていますけれども、別にそういう意味ではございませう。

(城戸)

それは構わないんですか。前後することは。

(司会)

はい。ただ、できるだけね、分かりやすくするためには、どっちかで一つずつやっていたほうがいいのかと思うんですけども。後から手を挙げて、またその意見出てきますので。今のところはこの二つについて同時に進行しているというふうにご理解いただきたいと思ひます。ただ、西村さんのものについてはですね、まだ古谷さんなんかもご意見がございまして、また後で出てくると思ひますので、まあできれば、それがなければ、濱本さんのほうの件についてご意見ご質問をいただければというふうには思ひておりますが、決して、そうしろというわけではございませう。よろしいですか。

(城戸)

はい。分かりました。

(司会)

はい、中村構成員。ごめんなさい。その前に糸井構成員が手を挙げていましたので、申し訳ございませう。

(糸井)

濱本構成員の一体化しているという話については、一番当初から私たちは全くそのとおりだと。急にふってわいたように小口構成員が説明されたような話になってきている。それはですね、客観的な情報として、外環が41年に計画されて公表されたときに、いろんなメディア、あるいは知事、それからここに書いてあるように建設大臣が現地に来たとか、そういう客観情報がたくさんありますから、そういうのを1回まとめていただいて、メディアの記事、それから映像情報もまとめていただいて、それをここでみんなで見て判断するというのも一つの方法かと思うので、それをやっていただきたいと思います。

(司会)

はい。どうでしょうか。はい、小口構成員。

(小口)

今、糸井さんからご要望のあった件につきましては、どういう形でできるか分かりませんが、ちょっと努力してみたいと思います。それと、客観的証拠というようなお話がありましたので、私どもが別だと言っている意味としては、都市計画決定が別だ、別の都市計画だということもございまして、そもそも都市計画を議論する都市計画審議会の議案説明の中で、外環の地上部街路と外環本線の高速道路については別々に説明されているといったようなところもございまして、そういったところもありまして、当然のごとく別の計画だというふうに私どもは申し上げているといったところでございまして。

(司会)

はい、中村構成員。

(中村)

今説明がありましたとおり、別々だということですが、2007年、区市町意見回答の中に武蔵野市長として、外環本線地下化の都市計画変更賛成、外環の2については本線と一体のもので、本線地下化によって都市計画変更が必要な路線であるというような意見が出ていますが、市長がこういうふうに言うわけですから、私たちは当然一体だと最初から思っているし、本線が地下化になった時点で、外環ジャーナルにも書かれていたとおり、地域は分断しないということを書かれていましたし、私たちはそういうことで地上は当然一体のものであるからなくなったと書いていました。

(司会)

はい。どうですか、市長がおっしゃったことについては。特にありますか。

はい、恩田構成員。

(恩田)

当時の見解は、都市計画決定変更する際に、市長意見を求められた際に、本線の変更についての意見付帯ということで出したと思います。前回というか、前の会のときに、この一体論について市の考え方はどうなんだというお話を受けましたので、私のほうからコメントさせていただきましたが、都市計画の手続き上の話としては、純然と告示行為がありまして、街路としては別々の都市計画であると。ただ、市としても、今までの都市計画決定される、その当時での議論の中では、やはり外環本線があったから今の地上部街路という話も出てきている話なので、そういう意味では本線ありきの議論をしてきた。それは本線というのは40メートルである。外環という問題を40メートルの、高速道路であるという認識のもとに議論をしてきた経緯はあるというふうに認識しています。

(司会)

はい、古谷構成員。

(古谷)

この図ですね。濱本さんの図の、その下のほうのやつがですね、これが昭和41年決定の都市計画とやっているんですね。先ほどの小口さんでは、この左上の昭和41年都市計画決定の道路構造図というのと明らかに違うんですね。それは、地下化に伴って、そのところで定義し直した。定義し直したのであって、細かに説明を書き込んだというふうな小口さんののが聞こえたんですが、どっちなのでしょう。つまり同じ図じゃないんです。ねえ。同じ図ではないんです。少なくとも上のほうは道の幅が40メートルであって、そして、高架の部分が専用4車線ですか、となっているんですね。ところが、下のほうを見ると、そここのところで40メートル道路が外環の2というのが、こここのところで突然ボコッと入っている。それはどういう法律でそういうふうになったのでしょうか。または今度は、逆にそれを十分に知らせてやったのでしょうか。そこをお聞きしたい。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

外環の2につきましては都市計画で定められております。住民の方には、その当時、告示と共に縦覧させていただいているといったところでございます。

(司会)

はい、濱本構成員。

(濱本)

今の件ね、我々が質問している中で必要で重要な問題なんですけれども。もう一度ね、私、東京都に聞きたいのは、私の今の図面の中の一番上とですね、真ん中のたたき台のときの41年の決定の図面と、それから一番下の平成17年ごろから出されている、この41年都市計画決定の図面と全く違うんですよ。皆さんが指摘するように。どこが違うかと言うと、自動車専用道路というところが、一番下の東京都の案は、41年決定は外環と書いてあるんですよ。それは絶対あり得ないんですよ。外環というのは。これは作為的に書かれたものだと思うんですよ。ねえ。先ほどからいろんな方が上の図面で40メートル幅員があつて、まあ一体じゃないっていうのは分かっていますよ。何回も言っているように、法律は、二つの法律がつくられたというのは分かっていますよ。私の確認の中にも書いてあるように。それはいいんです。だけど、実際にこの外環計画、外環道路計画というのは、この本線と、今、皆さん言われるけれども、本線じゃない。

自動車専用道路と街路、合わせて外環計画なんですよ。だから、たまたまその計画がね、41年に決まったときは皆さんも知らないかもしれませんが、知っている方もいらっしゃるわけけれども。そういうふうに二つの法律が後で、今、小口さんが言われたように、外環の2というのは後から都市計画審議会で審議されたんですよ。それは決定の仕方分かるように、いろんな、そんなにたくさん外環のことを書いていないんですよ。

小口さんが言われるようなことは、もちろん審議会の報告読んでもらえば分かりますよ。私、何回も言っていますからね。そうじゃなくて、今も武蔵野市も言ったように、そういう法律が二つでもって外環計画道路としてつくられたものですが、実際にこの四十何年間は一体として外環の計画ということで議論されているし、また、そういうことで皆さんが話し合いをしていったわけですよ。それでね、何回もPI協議会のこと言うわけじゃないんですよけれども、そこでも、なぜ本線の外環の地下化だけを先に取り上げたということも東京都は十分承知だと思うんですよ。ねえ。後ほど外環の2についても都市計画変更する前に決定するというような話で、我々はそのことについて認めて、本線というか自動車専用道路の地下化についての議論を先にするということをしたわけです。なぜ「自動車専用道路」をこの時、外環本線と呼ぶようになったのですか。本線と街路は一体の計画であることを都も認めているから、自動車専用道路部分を本線と呼ぶことになったのですよ。ですから、そのときのPIでもそうだし、国から、この平成17年のあなた方が出したその資料、前は全てこの昭和41年の計画の図面でやっているわけですよ。それがね、なぜ平成17年ごろから東京都が三つの案を出されたころから、この41年の図面はこういうふうに変わってきているんですよ。なぜ替えなければならなかったのかと言うことですよ。こういう図面はないはずなんです。どこでつくったんですか、この昭和41年の図面は。それを聞きたいんですよ。そんなのないでしょう。ここに。この図面はここにありますか。これしかないよ。勝手につくっている。

(司会)

はい、安西構成員。

(安西)

濱本構成員の資料の一番下の図面の出典についてということだと思います。これについては、平成20年3月に東京都で公表いたしました外環の地上部街路についてのパンフレットの中に記載をしている図面でございます。

(濱本)

17年から出てるんでしょう。

(河田)

41年と書いてある。

(司会)

17年からということなんですけれども、どうでしょうか。はい。濱本さん。

(濱本)

安西さんね、私は何年からこれつくったのかということを知っているわけじゃないのよ。なぜそういうことを使ったのかということを知りたいんですよ。勝手に。41年につくった図面を使わないで。そこを知りたいわけですよ。そこがね、あなた方のね、姑息なやり方ですよ。はっきり言って。みんなそうじゃないですか。多摩地域の都市計画整備方針問題だってそうだし。間違いなら間違いとはっきり言ってくださいよ。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

間違いということではなくてですね。過年度、経緯の中でいろいろと断面図が出されてきたということで、濱本構成員から紹介があったと。それで今回、東京都で平成17年、あるいは20年に出してきた断面図が今までのとは違うだろうと。それはちょっと作為があるんじゃないかというようなご質問だったと思いますが。私どもとしては、先ほども申し上げましたとおり、外環の地上部街路と高速道路の外環は、別の道路というふうに考えてございます。今回、平成17年であったり平成20年であったり、そのような時に東京都から出させて公にさせていただいた断面図につきましては、外環の地上部街路を皆様と話し合いをするという意味で、それを分かるような形で書かせていただいたというような過程でございます。決して今まで隠していたとか、分かりにくくしていたとか、そういう

意味ではございません。

(司会)

はい、古谷構成員。

(古谷)

まあその場には私いないんですけども、今のお答えですとですね、これはこう変わりましたとか、ここはこう説明したということを説明されたんですか。住民に。つまり、そのことなしにですね、変わったら、そして、それでもって縦覧をしましたから済みました。

まあそれは普通のやり方かもしれませんけれども、誰も知らないわけですよ。住民も市も。市長さんも。それで説明したことになるんでしょうか。また、今度はそれがオーソライズされるのはなぜでしょうか。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

私の先ほどの説明で誤解があるかと思いますが、先ほども中村構成員からご質問があったところで、この断面図につきまして、法定図書ではございませんということで、東京都としてのお話をさせていただいたところです。従って、縦覧におきましても、この濱本さんのほうで出していただいたこの断面図、これを縦覧しているわけではございません。この断面図についての、正直申しまして、出所というか当時そういう図面は出ていたんでしようというのは分かるんですけども、私ども保管をまったくしていないものですから、法定図書ではなく、この図面がどういう位置づけにあるのかということは、ちょっと私どもには、コメントはできないと思っております。

17年に変えたとか、20年に変えたというようなお話をされておりますが、現実的に私どもこの断面図、昭和41年、平成17年、20年、いわゆる都市計画として決まっていることに関しては全く変えてございません。ですので、絵の形が少し変わって、見たところ変わっておりますので、すごく誤解を招くような形になっておりますし、また、この断面図についても十分な説明ができていないのかなと思っておりますが、現実的には同じものを同じような形でお示したというふうには考えてございます。

(司会)

はい、河田構成員。

(河田)

意図的じゃないという言い方をしていますけれどね、意図したんじゃないですか。わざ

とそのパンフレットを読む人が誤解をするようなことをちゃんと企んだんじゃないですか。

私はあなたがここでイエスとは言う気はないかしらんけれど、我々はそう判断せざるを得ない。それだけは申し上げておきます。

(司会)

はい、濱本構成員。

(濱本)

あのね、たびたび申し訳ないんだけどね、小口さん、私は17年、平成17年と言ったけれども、平成17年からこういうの出ているんだけど、じゃあなぜたき台のときにね、東京都さんもここへ来て、最初に説明されたときにも、この真ん中の図面が出ているんですよ。これは東京都が認めているんですよ。はっきり言って。昭和41年の図面は。じゃあなぜその同じものを下に出せないんですかと私は聞きたいんです。なぜそんなこと直さなきゃならないんだ。これ作為的じゃないですか。なぜその自動車専用道路がね、外環と書かなきゃならないんですか。ここが問題なんですよ。ここ外環って書かれちゃったら外環の2というのは生きてくるんです。図面上は。誰が見たって。だけど、上の図面二つ見てくださいよ。これ都市計画、昭和41年に決定したのはですね、外環の2も、外環計画もみんな一つになっているんですよ。東京都は法律を二つに分けて作りましたけれども。

一体というのはそういう意味なんですよ。いろんな説明でも、東京都の説明の中でも一体で説明しているんですよ。専用道路があるから、外環の2が、街路をつくらなければならなくなったんですよ。この間の昭和41年の計画は。だが、たまたま今度は平成19年に計画決定変更したから、自動車専用道路が地下へ入ったから、今、地上部のほうが問題になっているわけですよ。そうでしょう。だから、そういうことを考えると、この図面は間違っていますよ。はっきり言って。だから、あんた方これが正しいと言うなら結構だけれども、私にすれば、住民にすればこれは皆さん方ね、東京都がごましていると言われるのは当たり前のことでしょう。なぜ、前と同じように書けないんですかっていうことを聞きたい。昭和41年のこの図面、たき台と同じように。あなた方の担当が今の時代だから、平成17年頃の担当じゃないから分からないかもしれないけれどね。だけど、そうじゃないでしょう。

こういうことはね、昭和41年からずっと継続してやっているものだから、たまたま都市計画が変更したときからこんな図面を直すこと自体がね、作為的だと私は申し上げているんですよ。こっちの左の図面はいいですよ。右の図面はそうじゃないでしょうっていうの。昭和41年の図面だったら昭和41年の図面をそのまま載せればいいじゃないですか。昭和41年の断面図は法律上位置づけられていなくても、国・東京都も平成16年までは認めて使用してきたものではないのか。なぜそれができないのですか。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

まず最初に申し上げたいのは、決して作為的にやったということではないということはお申し上げたいと思います。ただ、現実的に誤解を招く形になってしまったことには大変お詫び申し上げたいと思います。ただ、道路として、高速道路の外環と地上部街路の外環の2、位置関係を表したということで、ただ単に表させていただいたということでございまして、決して作為的にやったわけではなく、逆に、外環の2の地上部街路のことを表す、公にするという意味では、地上部街路を少し際立たせて書かせていただいたんではないかというふうに考えてございます。現実的には都市計画の範囲の中では同じような形で断面は書かせていただいているというふうに思っております。

(司会)

はい。ほかにございますか。古谷さんですか。古谷さん、手を挙げているんですか。はい。古谷さん、どうぞ。

(古谷)

今の小口さんの最後のところ。前のでやっていますという意味は、この上の図ということですか。

(司会)

はい。小口構成員、どうぞ。

(小口)

寸法等が入っているので、正直言って、その寸法までがということになるとちょっと変わりますけれども、現実的に、外環本線と外環の地上部街路の位置関係を断面にした図であることには変わりなくて、都市計画の範囲の中で書いた図で両方とも間違いではないと。同じものを出しているというふうに思っています。

(司会)

古谷さん、少し整理して1回で言ってください。

(古谷)

ということは、正式には上の図で、けれども、説明のために下のやつをということですよ。

(司会)

はい、小口さん。

(小口)

先ほども申し上げましたが、断面図としては正式な都市計画図書ではないと思います。

(司会)

はい。ありがとうございました。はい、中村さん。

(中村)

やはり図が違うというのは一番困るんじゃないでしょうか。私たちは13年の資料も持っていますし、17年の資料も持っていますし、この図が違うじゃ…。橋桁が2本が1本になってしまったというようなこともありますし、この隣の図は19年のシールド工法がもう決まった後の図ですので、こういう形になっていますけれども、右側のほうの図面は最初から橋桁2本ですし、自動車専用道路というような形になっていますので、それが20年ですか、外環の2幅員40メートルというのはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

(司会)

はい、小口さん。

(小口)

おかしいというご指摘でございますので、分かりにくかったと。例えば、柱が2本あったり1本あったりするのもおかしいというようにご指摘だと思いますが、確かにそういった誤解を招くというようにご指摘をいただきましたので、今後、そういうことに気をつけて資料をつくっていくということはお約束していきたいと思っております。

(司会)

はい。ありがとうございます。はい、濱本さん。

(濱本)

もう一度言っておきますけれどね、申し訳ないけれども、小口さん、その昭和41年の決定の東京都のその図面は絶対に間違っていますよ。どなたが見ても。あなたも今チラッと申し上げたよね。外環の2を引き出すためにという言い方したんだけど。確かにそうだと思うんですよ。この専用道路が外環と書いてあることによって、外環の位置が引き立つんですよ。だけど、昭和41年の図面には、そういう図面、断面図はね、あなた方はないと言うけれども、こうやってたたき台だとか、41年の図面がね、私が持っているぐら

いだから、あなた方が断面図ないっていうことはあり得ないんだよ。そうでしょう。それはね、一時の東京都の答弁であって、そういうことで逃げちゃいけないんだよ。だから、色々な事情はあるでしょうが、こういうこと書きましたとかね、こういうふうにしましたとか、そういうことを明確にしてくださいよ。そういうこと言えるのか言えないのか、はっきりしてください。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

すみません。ちょっと誤解を招く表現だったと思います。法定図書として都市計画決定された断面図は私ども保管してございません。逆に、都市計画としての断面として決定していませんので、公けの資料として取っているということではなく、例えば、当時の雑誌ですとか、そういったものにはこういう外環の構造図というんですかね、断面図というのは結構掲載されたりしておりますので、この当時、濱本さんが言った中段の図面、これがどういう形で書かれたかというのは、私もちょっと調べきれていないんですが、いずれにしろ当時の資料を参考にして、そのときのたたき台のパンフレットの中に記載したのではないかというふうには考えてございます。

(司会)

はい。ディテール図ではないということですよ。はい、河田さん。

(河田)

すみません。かなり前に糸井構成員がその当時の、もちろん法定の資料であること以外のパブリッシュされたものであるとか、そういうものをみんなまとめて出しなさいという発言がありましたですよ。それを努力して出しますと、用意はしますと、あなたはおっしゃいましたよね。そういうものをね、まあ見たら一目で、ここに出ている。我々があるいは理解しているというのが、正しいということが分かるはずなんです。あんまりね、頑張りなさんなよ。ねえ、小口さん。あんた一人でね、何か台風受け止めるような顔をしていますけれどね、そんなことでなくていい。さっきから誤解を招いたらごめんなさいと盛んに言っていますけれども、もっとはっきりね、謝罪します、申し訳なかった、誤解を招くようなことを書いたのは東京都の責任だと、なぜそうおっしゃらないんですか。私は東京都の責任だと思いますよ。反省してください。

(司会)

河田さん。議論する場所ですから、もう少し話し方だとか、少し工夫していただけませんか。申し訳ありませんが。はい、濱本さん。

(濱本)

もうこのことについて最後にしますけれどね、小口さん、もう一度だけ申し上げますよ。今、河田さんも言われたけれども。まあそれはそれとして。たたき台の真ん中に書いた図面ね。これは、東京都が知らないと言ったらダメよ。

ねえ。だから、それが分かっているならば、当然これは違っているということは分かるでしょう。東京都の一番下の図面は。そこだよ。だから、私は謝ってくれとかそういうことじゃなくて、正しいものかどうかということをお皆さんにやっぱりきちんとしてもらいたいわけですよ。そうじゃないと、この一対一の、私のね、主張する話ができないわけ。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

正しいか正しくないかということで答えるということでしたら、その中段に書いてあるたたき台のときのパンフレットの図面、これは東京都と国土交通省が出した図面ですので、こちらが正しいですし、下の平成17年、20年に出した、東京都から出したこの断面図についても、こちらが正しいというふうに申し上げておくしかないと思います。

(司会)

はい。ありがとうございます。はい、西村さん。

(西村)

一つはこういうことのために私の年表もあるわけです。西暦で言ってもいいですか。2001年、たたき台。2003年、方針。それから2005年、外環の地上部街路について。2008年、外環の地上部街路の検討の進め方といったふうに、図面も伴ったものが東京都から出ていますよね。一部は国と東京都と一緒になんですけれども、それらのこれが丁寧に見ていくとやっぱり違っているんですよ。その違っていることにどれも正しいとおっしゃるんだとしたら、違っていることに、その背景に理由があるのか。それともまあ私はそれを期待しているんですけれども、単にそのようなことになっちゃっているのか分かりませんが。これって結構大事な問題なんですよね。今おっしゃるように、この最後の右下のもの、時で言うとする最後のこの平成20年、2008年に出た外環の地上部の街路についての検討の進め方という、この私から言うと結構訳の分からない、しっかりしたパンフレットの図面がこれなわけですね。これが東京都が出しているものだから正しいと言われると、私なんかやっぱりとても困ります。これはやっぱり違っているんじゃないですかね。

(司会)

今のは質問ですか。ご意見ですか。

(西村)

意見でいいです。

(司会)

はい、濱本さん。

(濱本)

両方とも正しいと言われたんなら、それは結構です。私どもは、これは東京都の一番下の図面は間違っていると。作為的につくったという意味で私は認定します。それでよろしいですね。東京都さん。

(司会)

はい、小口さん。

(小口)

東京都としての説明は先ほどさせていただいたとおりです。ただ、住民の方がいろいろなお意見もあるかと思います。濱本さんのほうのご意見として伺いたいと思います。

(司会)

はい。ありがとうございました。それでは古谷さん、どうぞ。

(古谷)

そういう点ですね、行政というものは自分の解釈で、あるときポツと替えて、それでそれが正しいということでやっていけるものなんですね。つまり、その意味では、あるとき突然パンフレットが変わっていたって大体の人は気が付きません。殊に後になってこういうもっと深い議論ができるようになって初めて、ああこうなっているんだって。そういう形のうっかりミスか何かかもしれませんけれども、または丁寧に知らせるために書き換えたかもしれませんけれども、それを出すときに、はっきりこうなっていますということを少なくともパンフレットにはどこかに書いてある必要があるでしょうし、それから、会合するときだったら、そのときにちゃんとそちら側から言うのが当たり前だと私は思うんですね。それがですね、そのままずっといっちゃって、ある意味ではそれはみんなが、これは本当だと。殊に後から関心を持った私なんていうのは、それが本当だと思う。だけど、その先見ると、何だこれ全然違った解釈ができるじゃないか。だけど、それについては何も書いていないんですね。これまで。それから、都の側からも説明したこともない。その

意味では、これを出して、それでみんなのいわば閲覧、縦覧ということでもって住民は納得したと解釈するのがある意味では政治のやり方なんですか。そこところがね、なんていうのでしょうか、日本の民主国家というのはますますこのところで訳の分からないことになっていますけれども、住んでいる住民が知らないで、それで行政、その政策を実行できるのか。それがまた今度は住民の意見を聞いたということになっているのか。これはちょっと先の私のところにも関連しますけれども、その中でもですね、住民の意見を聞くと言って、そのまま先に進んじゃっている。聞いたというのは、私たちはこう解釈します。

(司会)

古谷さん、少しまとめていただけますか。重複しないように。時間の問題がありますので。

(古谷)

私はこう解釈します。住民の意見をとにかくその中で聞いてどうだということで、それを取り入れた。それはネガティブかもしれないけれどね。けども、そのことすら住民は何も意識しないような状態で。これは聞く機会を持ったということを知ったという格好で出ているのがほとんどのような気がするんです。それは行政じゃないと思うんですが。

(司会)

はい。ありがとうございます。これは古谷さん、ご意見でいいですよ。

(古谷)

はい。

(司会)

はい、糸井構成員。

(糸井)

この図面が間違っているという濱本意見について、東京都は濱本さんの意見だということをおっしゃいましたけれども、これは私ら全員の意見ですよ。当初からこういう言い方なんか全くしていないから、みんなこういう言葉が出てきたときにびっくり仰天するわけです。だから、それはね、やっぱりきちっとしないと、一番基盤になる問題ですから、はっきりしないとまずいと思いますね。

(司会)

はい。ありがとうございました。ご意見ということでよろしいですよ。ちょっと私の意見でいいですか。私の意見は言っちゃいけないんだけど、いいですか。

濱本さんが本来訴えている一体というのが、この図面だけの話じゃないんですね。基本的な考え方でしょう。だから、この図面だけで議論をどんどんどんんしていつちゃってもなかなか難しいので、まあ時代時代によって図面が違うというのは非常にまずいことはまずいんですけども、先ほど小口構成員がおっしゃったように、決して変な意味合いを持ってやっている。まあそれ言っちゃうと、もう言った、言わないになっちゃうんですけども。まあそういうことですので、濱本さんがおっしゃっている一体というのは、この図面だけで話している話じゃないというふうに私は思うんですけども、それによろしいですか。はい。濱本さん。

(濱本)

私とその一体化というのは図面だけじゃないんですけども、今、司会者さんが指摘されましたけれども。だけど、この図面が基本なんですよ。一体化の説明をするときに。この作為というのはね、この一番下の東京都の平成17年につくったのは、もう完全に別だということを説明するような、認識させるような図面なんです、これは。どなたが見ても。

皆さん言わないだけで。なぜその昭和41年につくった図面を、あるものをね、東京都も国も。今日は国が来ていないので私は質問できないんですけども。なぜこれ使わないでこんな勝手、この図面を使わなくちゃならなかったっていう、そういう疑問があるわけですよ。これから私の11項目の質問に対して答弁いただくんだと思いますけれども、だけど、これが基本で、一体化の基本だという図面から説明していかなければならないのですよ、あなた方が納得しないから私はそう言っているだけで。皆さんのために、私の説明についてなぜ一体なんですかということを私は説明をし、皆さん方に納得していただきたいし、また東京都にもそういうことについて了解いただきたいと思うから私はここから、図面から入ったわけです。今の意見、中村さんの質問でね。ですから、そこをよよく含んで回答してほしいんですけども、私の意見は濱本の意見だということで、もう切られちゃいましたけれども、私はそういうことじゃないと思いますよ。

(司会)

はい。分かりました。それでは、今、濱本さんからおっしゃいましたように、質問が前出しておりますので、これは安西構成員、回答をよろしくお願いします。

(安西)

それでは、濱本構成員の提出資料にある確認事項および結論について東京都の回答をということですので、やや簡単になってしまいますが、まとめてご説明したいと思います。

まず1点目、この話し合いの会は外環の2について話し合うことが基本であるというお話がされております。これについては、東京都としまして第1回の話し合いの会において、座間からご説明差し上げたとおりでございます。この話し合いの会は、外環の2の都市計画に関する都の方針を取りまとめる一環として、地域住民の皆様のご意見を聴くために設

置しているものです。

次に、2番の今まで議論のあった外環と外環の2の一体計画についてでございますけれども、先ほどから申し上げているとおりになりますが、外環本線と外環の2は別々の都市計画として決定されております。このため、一体の構造図を一体の都市計画として定めたものではございません。なお、第3回の話し合いの会で再確認するとしました、審議会を外環の2に関して協議した記録についてですけれども、第4回の話し合いの会において、都の構成員から、審議会および特別委員会の議事では外環の2の個別路線に対する質疑の記録は見当たりませんでした、と回答しております。

次に3つ目でございますけれども、濱本構成員の資料の図面、後ろから2枚目でしょうか、道路計画についてという資料でございますけれども、こちらの資料から、当時から外環本線、外環というのは40メートルというふうに指導されてきたというお話でございます。これについては、濱本構成員の提出資料について私どももいろいろ探しまして、これはどうも都側で作成したものではないようなものですから、当時職員がどのように説明したのかということについては分かりかねます。この資料は濱本構成員がおっしゃるとおり、道路計画の隅切についてご質問されたということですので、当時、都の職員は、都市計画道路の範囲と建築制限の内容について説明をしたものと思われま。

4番の、第4回、第5回の話し合いの会での主な議論、都の態度というところで、資料が出てきていないというようなことでございます。特に、昭和41年の都市計画の関係の資料についてのことかと思われましても、これについては、私どもとしても可能な限り全て出しているところということでご理解いただきたいと思ひます。また、今後、外環の地上部街路の必要性を検討するためのデータを順次、説明をしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、濱本構成員の資料にあります7ページの結論のところ、昭和41年に決定した外環の2については条件を付けずにまず廃止すること、ということが述べられておりました、これに対する都の考え方について述べさせていただきます。都は現在、外環の地上部街路の必要性、あり方について検討を進めている段階でございます。このため、外環の2の都市計画を無条件に廃止することはできません。この話し合いの会などを通じて広く意見を聴きながら検討を進め、外環の2の都市計画に関する都の方針を取りまとめていきたいと思ひしておりますのでよろしくお願ひいたします。簡単ですが、以上で終わらせていただきます。

(司会)

はい。ありがとうございました。はい、濱本構成員。

(濱本)

その質問の11点、全然回答がないというのはどういうこと。

(安西)

すみません。濱本構成員の資料の4行目に確認事項およびまとめ事項に基づく結論について、都の回答をとということでしたので、今、確認事項を4点、そして、最後の結論についての都の考え方を述べさせていただきました。

(濱本)

11項目ないよ。答弁できないの。質問になっているでしょう。他のは。

(司会)

これ、11項目について、まとめて今回答いただいた形になりますか。

(小口)

よろしいですか。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

申し訳ございません。11項目というふうに濱本さんには言われておったんですが、資料を拝見させていただきまして、読み込ませていただきましたところ、確認したいということと、あと、まとめについて答弁するということで、私どもとしては、11項目のところについては主張ということになっておりましたので、それをまとめて回答させていただいたところがございます。逆に、ご意見に見受けられるところもございましたので、大変恐縮でございますが、濱本さんのほうでご不明な点ですとか、ご不審な点がございますら、今ご質問いただきましたら、私どものほうで、その件についてはお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

(司会)

はい。では濱本さん、そういうことですので。ただ、簡潔にご質問していただきたいと思えます。

(濱本)

ちょっと皆さんよろしいですか。質問して。時間の問題もあるしね。私ばかりお話するのもあれだと思うので。よろしいですか。じゃあその11項目、もう一度説明しながら、やりながら言っていきたいと思えます。まず最初に、主張の11項目の前にですね、前段に、P I協議会だとかP I会議で議論を行って参りましたが、東京都はどのような認識を持っていますかって。これについて答弁をしていただきたい。まずそれをお聞きしたい。

まあその辺についていろいろ細かいこと書いてありますけれども、これは省略します。

2番目に、資料の件ですけれども、このことについては私は交通量とかね、それからB/Cのことについては全然触れていないんですけれども、そういうことについてもですね、必要性の議論として必ず必要だと思いますので、このことについて未だに出ていないということをもまず言っておきたいと思います。

それから、2番目のことについては、なぜ外環が40年間も凍結されたかということについても、私、意見として申し上げておりますけれども、それが今回の場合は東京都はですね、防災という考え方ということで、増税をしてでも外環をやりたいと。外環の2をやりたいというような言い方をしていますけれども、このことについてはちょっと疑問を持っていますので、東京都の考え方を聞きたいと思っています。なぜ外環計画は40年間も凍結されたと思いますか。

それから3番目が一番大事なことなんですけれども、外環本線はなぜ地下化に大深度で計画しなきゃならなかったかということについて、東京都はどういうふう考えているんですか。ここの説明は細かく書いてありますけれども、私どもは先ほどから図面で申し上げているように、一体計画で行われていると、また造られてきたという考え方で、なぜ外環の本線が地下にしなきゃならなかったか。これは東京都としても非常に大変なことじゃないかと思うんですよ。石原さんも記者会見で発言しているように。これは簡単に言うんですね、40メートル幅で何にしる外環の2にしるですね、本線にしる、この外環計画が40メートル幅の幅員でやるとすれば、まず、まちが分断されるということで反対したんですよね。41年間。それが一番大事なことなんですよ。それがね、大深度になって、外環の自動車専用道路が地下化になって、残ってまた外環の2がですね、40メートル幅でやるということになると、これはまちが分断されるんですよ。そうでしょう。そのことについて皆さん、東京都はどういうふうにお考えになっているんですか。だから、そういうことで私は外環の必要性はないということを確認しているわけですよ。

それから、この4番目のことですけれども、ちょっと上とからむ、同じことをちょっと述べておりますけれども、昭和41年の都市計画の計画はもともと地上計画のものであって、外環の2だけが地上部分であったわけではないんですよ。そのことを含めて考えないと、地上の街路、地上の街路と言いますけれどね、もともと昭和41年の計画というのは全部地上なんです。だから、地上街路というところを強調していますけれども、そうじゃないでしょうって私は質問しています。その中で申し上げたいのは、この外環の計画がですね、もう外環の本線が、自動車専用道路が外環と地下化と、すなわち大深度地下となったのだから、その機能は全て大深度法で行われたということであれば、外環の2の計画は、もう計画なき計画だろうということで、これはつくる必要ないということでもあります。

それから、外環の2に対する存在する価値なんですけれども、東京都は道路のネットワークの一環としての必要を主張していましたよね。確かに東京都の審議会においても昭和41年にもネットワークという様に言われていた部分もありましたが、ネットワークとは書いていませんけれども、そういうような内容のことでは載っておりますけれども、もし

ネットワークと言うならば、なぜ東名までやらないで東八の道路で止めちゃってですね、東名以降については計画が違うからといって廃止したのか。その辺のこと、ネットワークということの考え方が非常にあいまいじゃないかと。だから、これからもまた話が出ると思いますけれども、練馬の1キロについてもそういうことから問題が起こってくるんじゃないかと思っています。そういうことを質問しています。

それから、5番目についてはですね、こういうふうなことについていろいろ私どもはいろいろ関わってきましたけれどもね。凍結宣言の後に、私どもと初めて東京都と国からの誘いでですね、住民との話し合いをさせていただいた。それが一番先の話し合いなんです。その後いろいろあって、P I 協議会、大臣の遺憾の意の表明によってですね、P I について話し合いをしようと、住民と話し合いをしようというような形になってきたんですけれどもね。しかし、この基本的な考え方として、今までの東京都の考え方とか行動についてはですね、私どもは一方的な理不尽な、不条理な行為だと私は本当に怒りを抑えきれないんですよ。もっと素直に、今の、先ほどの凶面の話でもそうだけれども、どうしてもですね、答弁、こじつけてやろうとするから、だんだんだんだんあなた方、東京都とね。信用度がですね、なくなっていくんじゃないかと、こういう心配もしています。今回について。だから、その辺のことについてどう考えているのかということですよ。

それから、6番目は同じことですから申し上げませんが、まあとにかくその外環の2については、今現在では死んだような状態ですからね、これはもう外環の必要ないということをお願いしたいと思います。6番目のことについて申し上げるならば、もうちょっと練馬の道路の進捗状態ですけれども、何回も私、P I でもお話聞いていますし、この間、ここでも質問したんですけれども、練馬の道路はですね、練馬区内の南北道路の計画のこの進捗状況もまだなかなか分からないんですけれども、この練馬区の南北道路の計画がですね、完全に完成すれば、外環の2とか外環本線は本当はいらなかったんですよ。

それで、その一つの例として武蔵野市にからんでくるのは、武蔵野3-4-6という東京都の都市計画なんですけれども、まあ東急大通りですけれども、これ立野町で止まっているんですよ。これの武蔵野市もですね、この立野町までやるのに大変な努力をしたわけですよ。基本的には都道については武蔵野は協力しているのですよ、それから今の東急大通りの境ですけれど、東京女子大通りと交差する場所については、強制買収までして東京都に協力していますよ。そして、立野町から練馬区についてはつくるというような前提で東京都は協力してくれということで武蔵野市はつくったんですけども、練馬区のこの立野町から全然この計画が動いていないんですよ。これも南北道路ですけれどね。こういうことについてもね、きちんといつやるんだと、いつから計画がどうなっているのかということも、私は何回も質問しているんですけれども、これ回答が出ていない。これは大変なことだと思いますよ。

それからもう一つ、7番目にいっているのは、これは外環の2と、今度の新しい都市計画の問題なんですけれども、今度は大深度地下に平成19年に都市計画が変更になりましたね。その中で武蔵野地区はですね、ここに書いてあるように、立体構造の範囲の決定に

なっているわけですよ。この1キロ、武蔵野地域はね。もちろん大深度地下に入っているところは皆そうなんですけれども。この立体の範囲の公道のところはですね、簡単に言うと、今、外環の2のために制限されている建物、建築はですね、法の変更によってですね、3階建てが建てられるんですよ。地下1階とか堅固な建物も。しかし今は建てられないんですよ。それは、せっかくね、この平成19年にその法律が決定して施行されてもう動いているんですよ。それだったらなぜこの法律がですね、生かされていないのか。外環の2があるためにできないんですよ。それで今もね、計画の範囲の中にいる皆さんが建物を建てるときには、やはり制限があるわけですよ。コンクリートの建物はダメだとか、地下はダメだとか。これは何のために平成19年に都市計画変更したんですか。だから、そのためにもこの外環の2はもういらぬということなんですよ。

それから、8番目は、これは石原さんが知事をお辞めになられましたからここで言うのは失礼かと思えますけれどもね、だけど、これ基本的なことですね。石原さんの言っていることは、東京都の最高責任者でしょう。前回とか前々回の話を知っていると、石原さんの言っていること全然無視している様な答弁を東京都の職員は言っておりますけれども。

この内容についてよく読んでいただければ分かるように、外環の2についていろいろなこと書いてあるわけ。言っているわけですよ。簡単に言えば、上の外環の2というやつはいらぬと。消してくださいと。それで、今やる外環の2と同じようなものを、新しい道路は新しい都市計画でやると言っているんですよ。これでもし不幸にしてですね、犠牲になる方もいるでしょう。これはやむを得ないと、こう言っているんですよ。これは新しい道路だと言っているわけ。私もこの間から皆さん方の言っているその3点セットは、新しい道路の計画の案であると言っているんです。こういう石原さんは知事として言っていることをきちんとね、皆さん方はどういうふうにお聞きになっているのか。それで、皆さん方の答弁は、小口課長さんだけの考えなのか、東京都の最高責任者までの、話し合ってきた答弁になるのか、その辺をまずお聞きしたいと思っています。

それから、私の都市計画を受けた内容ですが、この別紙について図面は、書類はですね、これは私が昭和52年12月12日に東京都へ行って聞いてきた内容をメモしたものです。これはメモするということですね、言った言わないということで、後ほどいろんなことで問題が起こることがあるので、私もちょっと商売的にこういうことをやっていたものですから、メモを取ってきました。それで、今方、先ほど小口さんちょっと答弁ありましたけれども、係長が答弁しましたけれども、このことについてはですね、簡単に言うと、もちろん隅切のことを聞いたんですけども、隅切の前に、この東京都の都市計画はどういう計画ですかという、ただ外環計画であって幅員が40メートルというふうきちんと当時の係長の能勢さんが私に答弁されたわけですよ。おそらく私は名刺交換していると思います。能勢さんという名前がこのメモに。このメモは、当時、昭和52年に取ったメモをそのままつけてありますから。これは古いところから出てきたので、そのまま皆さんにお見せしたんですけども。まあそれは言葉で言えばよかったですけれども、こういうふうにもメモがありましたので、皆さん方に披露して確認していただきたいと。ですからね、

このときに昭和52年のときの例えば建物を建てるために、武蔵野市とか、あるいは小平の合同庁舎で答弁できないことは、全部、東京都の都庁へ行って聞いてくださいというのが外環のこの計画の内容なんですよ。それで私が一番最後に行ったのは東京都庁なんです。武蔵野市も答弁できなかった。小平の合同庁舎に行っても答弁できなかった。東京都庁で聞いてくださいと。それで本庁へ行ってこれを聞いたんです。そのときに聞いたときに、都市計画は外環計画ですよということと、幅員40メートルですよと、明確に言っているわけです。これはもし私が新築を建てる、私が道路計画に入っていて、建てる場合は、これはこのことについて40メートルということ、もしかかっているかかかっていないかということ、この能勢さんが言った答弁によって40メートル幅だということになるわけですよ。ですから、これはあなた方がいくら外環の2とは法律が別だと言ってもですね、一体じゃないと言っても、これからいつ一体なんですよ、もう。この昭和52年ごろの。そうでしょう。そういうことについてはあなた方はどう考えるんですかと私は聞きたいわけですよ。

その後いろいろありますけれども、そういうことで最終的に、今申し上げたように、外環の2は必要じゃないということで決定にさせていただきたいということ、最後にもう一つは、そのことについて今日お集まりのほかの構成員の皆さん方の意見を聞いて拡大会議をやっていただきたいと。これは要望に書いてありますからね。ここで審議すれば開催することができますので、それをご確認いただいて審議していただきたいということです。

(司会)

はい。分かりました。東京都さんにちょっとお願いしたいんですけれども、質問者から回答になっていないと言われちゃうとね、これはちょっと問題があるので。ただ、回答がね、質問者の意向に合うかどうか、これは別ですよ。別であっても回答は回答でまとめていかなきゃいけないと。そのためには、やはりこれだけの文章を出した人と、まあこれは意見ですねっていうふうに片付けちゃわないで、やはりヒアリングをしてね、濱本構成員が出したのものについて1件1件、時間があるわけですから。まあ忙しいと思いますけれども。もう少しヒアリング等してね、それでまとめていかないと、もうこれだけで25分無駄に使っているんで。

(濱本)

無駄じゃないよ。

(司会)

無駄という意味はそういう意味じゃないですよ。要するに、そういう意味じゃないんですけれども。まあ時間が経過してっちゃうということもありますから、もう少し事前にきちんとしたヒアリングをね、質問者に対してやっていただけませんか。そのうえで回答を用意するというふうにしていただかないと、この2時間の中で議論してっちゃうとな

かなか難しいと思いますので。はい、小口さん。

(小口)

今の司会者の要望というか、指摘ですが、私ども今後しっかりそういうことに気をつけてやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(司会)

はい、糸井さん。

(糸井)

今の濱本質問についての回答は、最後のね、無条件廃止はできないということだけですよ。ほかの意見は全く意味のない回答ですよ。少なくとも今、司会者が言ったとおり、はっきりと質問者は1問、2問、3問、それぞれ違った意味で質問しているわけだから、一つずつ1番はこう、2番はこう、五つで全部をまとめて発言するっていう言い方はないですよ。それは説明責任ではないよ。はっきり言って。再質問の中身と回答した中身は全然合っていないじゃないですか。それはまずい。ダメよ。やっぱり。

(司会)

はい。分かりました。濱本さん、何かありますか。

(濱本)

彼が言ったこと、そのとおりだと思うよ。

(古谷)

先ほどの小口さんのご説明なんですが、東京都には資料がない。こちらはずっとこれに関わってこられた方がいる。どっちが信用できるんですか。資料がないということが正しいというふうにいつでもおっしゃるんだけど。

(司会)

回答、必要ですか。

(司会)

はい。小口さん。

(小口)

多分、構造図の話がされているのかと思いますが、何度かお話しさせていただいたんですけども、法定図書として都市計画決定された断面図はございませんと申し上げたと思

っております。

(司会)

はい。ありがとうございます。ちょっと時間もあれですので。はい、濱本さん。

(濱本)

今日のね、レジュメで。「その他」で20分取るでしょう。もうほとんど時間ないんですよ。あと5分や10分で答弁聞いたって、私は信用できるような答弁出てこないと思うし、この辺、司会者、どういうふうにするのか、ちょっと、やり方の方法だけでもいいですから決めていただいて、どうしてもダメだったら次回継続してやりたいと思いますけれども。

(司会)

はい。先ほど私が言ったようにですね、もう一度よくヒアリングをするというふうに私は希望しますが。それである程度整理をしてね、整理をしたうえで。まあ質問者の意向に合う合わないはこれはありますよ。ありますけれども、回答は回答だという形で、よく整理したうえで、どういうものを、どういうことが聞きたいのか、どういう質問をしているのかというのを、まあなかなか読み取れない部分もあると思いますので、これは1回ですね、大変忙しくて申し訳ないですが、質問者にヒアリングをしていただいて、それで、そこで少しすり合わせていただくと。何を聞いているのか。どういう回答を求めているのか。まあ回答が意向に合う合わないは別ですよ。合う合わないは別だけど、何を求めているのかをよく整理していただいて、次回以降にまたこれをもう一度やらざるを得ないというふうに思うんですけれども、どうでしょうか、皆さん。

はい。それでは、また次回以降にこのことについてはまたやりたいと思います。次に入りたいと思いますけれども。まだ20分あるから。それでは、大変申し訳ないですが、城戸構成員か黒木構成員の質問で、説明だけで終わっちゃうんですけれども、どちらか時間で10分ぐらいで終わる方、終わるほうがあればちょっとやってもらいたいです。どちらか。できませんか。できなければまた次回にさせていただきますけれども。

(司会)

はい。じゃあ資料10-5について説明をしてください。えーと、これは…。

はい、城戸構成員。

(城戸)

資料10-5というのはですね、私の質問に対する回答が含まれているんですね。大部分はそうなんです。ですから、これを先にやるというのはおかしいです。

(司会)

どうですか。小口構成員。もう時間もあれですので。黒木さんも難しいですよ。今の段階ではね。

(黒木)

はい。

(司会)

城戸構成員の方も難しいですよ。はい。分かりました。資料10-5については、今、城戸構成員から、「私の質問に対する回答にもなっていくので控えてほしい」というご意見がございましたので。城戸構成員、黒木構成員の説明が終わった後にやらないと、やっぱり部分的に重なっていますので、これについて今日はできないということで、「その他」のほうへ。

2点ほど、準備会の中でも何か2点ほど話をしたいという意見がございましたので、そちらの方に移りたいと思います。進行がまずくて申し訳ありませんけれども。じゃあ「その他」の方でご意見がある方。時間が20分ぐらいしかありませんけれども。

はい。大島構成員。

(大島)

私は前回の話し合いの会の最後のときに、問題提起だけさせていただいて時間が来てしまったのですが、その際申し上げたかったのは次のようなことです。外環の2の練馬側の1キロ部分について、昨年9月に都が、外環道整備で既存道路がこじれてしまい、これをつなぐことが必要であるという理由から、国土交通省の認可を受けて事業着手を表明されたという事実がございます。以下、主として、3月28日の朝日新聞の記事によって述べてみたいと思うんですが。簡単に申しますと、その記事の内容は、この1キロ部分の認可の取り消しを求める訴訟を、地権者5人が3月26日に東京地裁に対して起こしたと報じております。そこには三つの理由がありまして、一つは、外環の2は外環道の高架を前提にして計画されているものなんですけれども、地下化でその前提は失われたのではないかと。これが第1点。それから第2にですね、地下化の目的は地上への影響を少なくするためにあるんだということで、地上の道路をつくるということはその目的に反するんじゃないかと。それから第3に、計画再検討中の道路を一部事業化するというのは違法ではないかと。これらの理由から国にその事業認可の取り消しを求めていくという内容であります。原告の1人は、その記事によりますと、自然豊かな石神井公園のすぐそばを通る計画であると。道路が通れば子どもたちが安心して公園にも行けなくなるんだというふうなことを訴えている。

また、さらに付言しますと、既存道路が途切れて、これをつなぐ必要があるという、その都側の論拠、これはまあ別な新聞記事によりますと小口さんがそういう説明をなさった

ということなのですが、地元のほうで作業された地図があつてですね、実はそんな地上の寸断というものは必要がないというか、既に問題にはならないものであるというふうなことが言われているんですね。

私の質問はまず当事者として、都はこの提訴に対してどういう対処をなさっているのかと。それから第2にですね、この訴訟の結審まではですね、もう今まで新聞等ではやるんだやるんだと、決まったんだんというふうに伝えられているこの1キロの部分について着工がちょっとできないんじゃないかというふうに考えるんですけども。まあこの2点ですね。この2点についてお答えいただきたいと思います。

(司会)

はい。これは答えられないでしょう。やれますか。じゃあ、確認だけ。

(小口)

今、大島さんのご質問の中に当事者という言葉があつたと思うんですけども、その当事者というのは、裁判の当事者ということでございますか。

(大島)

はい。当事者じゃないんですか。それじゃあ。関与していらっしゃるということは事実ですよ。

(小口)

いわゆる裁判のことに関しての東京都の立場をご説明すればよろしいでしょうか。

(大島)

そうですね。

(小口)

はい。分かりました。それでは、一つ目の、東京都はどのような形で関わるのかといったようなご質問だと思います。東京都は国から申し立てを受けまして、参加人としてこの裁判に関わっております。二つ目として、着工はできるかできないのかといったようなお話だと思います。これについては、今後、裁判がどのような形で進んでいくのかということも分かりませんので何とも言えないところでございますが、一般論として、差し止めという形になっているわけではございませんので、事業は進めていくのではないかと。間違っていたら申し訳ございませんが、一般論でお答えさせていただきます。

(司会)

はい。ありがとうございました。ほかにもございますか。もう1点、何かありましたよね。

糸井さん、どうぞ。

(糸井)

まあ今日の答弁とやり取りを見てもそうなんですけれども、やっぱりフィットした話し合いになりませんよね。それと同時に、この構成員というのは、まあ20人いて物理的に意見を聞く範囲がこれ以上だと難しいというようなこともあって20人ぐらいにしたと思うんですね。しかしながら、もう十数回やって、まだほとんど進められていないということを経験すると、後ろにも非常にたくさんの傍聴者がいる。本来こういうものはすべからず地域住民、あるいは関係者の意見を聞くというのが筋ですから、前にも私はご提案したと思うんですけれども、早急に地域全体の意見交換会をしてほしい。傍聴者の中には構成員とは違った意見を持っている人もいます。そういう人の意見も当然聞かなければいけないと思うんですね。そういうことを含めると、是非早急に全体意見交換会をやってほしいというのが一つ。

それから、こういう会でこのくらい多くの傍聴者がいるのも珍しいと思いますし、構成員の中からも質問、あるいは疑問がたくさん出ていると同時に、傍聴者の皆さんも質問や意見がたくさんあると思うんですね。しかし、終わるとすぐ片しちやって、意見を書く時間もないというふうなこともありますから、意見書を見ると五つぐらいしかありませんよね。もっともっとたくさんあると思うんですね。そういうことを考えれば、傍聴者からの意見聴取あるいはその方法をもう少し工夫したことを考えていただきたい。まあこの地域のコミュニティセンターなんかを活用するのも一つだし、あるいは、市役所を活用するのも一つ。まあいろいろあると思うんですけれども、その辺もう少し全体の意見を聞くということも大事だと思うので、その辺をお考えいただきたい。

(司会)

関連ですか。はい、古谷構成員。

(古谷)

はい。今、ご意見カードのことでちょっと出ましたね。今までは私どもにはコピーそのものは来たんですけれども、まとめだけなんですよね。今回はね。まあ事務的な問題であると。そういう点ではやはりこれからそういう具体的なコピーを見せていただきたいという気がします。

(司会)

はい。これは事務局の方で検討するということでよろしいですか。はい、河田構成員。

(河田)

関連してなんですけれども。それで、傍聴の方がね、ご意見を書いていただけるんです

けれども、実は、会議の最中で書くというのも、なかなかこれは話を聞きながら、見ながら、それでまた別のことを書くということになると大変なので、会が終わってから振り返ってみてこういうことを書きたいという方が多いようなんですが。会が終わった途端に、もう机がバタバタ閉じるし、まあ要するに、きちんと書くような雰囲気が保たれていないというんですね。それで、これは私の記憶では、今から3回か4回目ぐらい前だと思うんですけども、当日の箱の中に入れるだけではなくて、翌日でもファクスとか郵送でも構いませんよというお話があったようなんですけども、現実にはそれ以降実行されていないし、あるいは、そういうアイデアを皆さんに周知させるというようなアクションも取られていないというようなことなので、非常に傍聴の方は今困っていらっしゃるんです。ですから、今ほどの事務局で配慮という中に、しっかり時間をかけて質問書を書く時間、場所というものを設置していただく。あるいは、先ほど糸井さんの中にはコミセンも活用してというのがありましたけれども、翌日等でですね、コミセンのほうに書いたものを届ければ、コミセンが仲介をして、それをまとめて送って、東京都に送るとか、何かそういう方法を考える必要があるのではないかと。私はちょっと具体的なことを申し上げますけれども、そういうふうなことを次回具体化して皆さんに諮ってというか、進めていただけるようにすれば、かなりもう少しフラストレーションが減るのではないかという気が私するんですけども。

(司会)

はい。ありがとうございます。事務局にお願いしたいんですけども。次の事前会議でこれについてはまた調整させていただいて、次回の会に反映できるようにできればなと思うんですけども、どうでしょうか。はい、小口構成員、どうぞ。

(小口)

すみません。構成員としての立場でご発言をさせていただくというより、今回、事務局として発言をさせていただきたいんです。まず、傍聴者の意見をしっかりと取るべきだというご意見、それは至極ごもっともな意見だと思っております。会場の都合もありまして、9時になってしまうと追い出してしまうというところが見受けられるのですが、大変申し訳ないなと思っております。今後、どういう形で改善できるかということは、もう少し事務局で考えて、できる限り、しっかりと皆さんの意見を書いていただけるような機会を設けたいと思っております。

ただ一つだけ、先ほど古谷構成員から、そのものを配布してほしいというようなお話があったかと思うんですが、そのものを配布するという点に関しては、字体だとかで本人が特定されてしまうと、そういうことがいやだという方も多分傍聴の中にはおられるのかもしれない。そういったこともできれば避けることによって、より一層自由なしっかりとした意見がいただけると私ども思っておりますので、そういったことがないように、私どもとしては一字一句間違えないように打ち直してお届けするということはお約束させて

いただきたいと思います。

ですので、先ほど河田構成員からも、コミセンを利用したらどうだというご提案があったんですけども、コミセンだと今度は、コミセンに送る人はそれを見られてもいいという人なのかもしれませんが、現実的にはプライバシーというか、字体が分かってしまうようなことで、ご本人が分かってしまう、特定されてしまうというのがありますので、その辺のところをどういうふうに解決するのかというのはしっかりと私ども検討してみたいと思っております。

それともう1点。拡大会議というか、全体会議ということを糸井さんからご提案があったかと思えます。この件につきましては、西村さんをはじめ皆さんから、もうこんなに長くやっているんだから、中間的に1回やったらどうだというようなご意見をいただいているものでございます。そのときにも東京都として考え方をお伝えしたと思えますが、現時点でもその考え方は変わってございません。この話し合いの会において、掘り下げた意見交換を行い、要はそれを明らかにしたうえで、広く武蔵野市民から意見をいただきたいと考えてございます。

皆さんから、多くの方から意見をいただくということを私どもは考えてございまして、しっかりと話し合いの会で議論を進めて、掘り下げて、それを明らかにして、公表して、それを示しながら多くの方からご意見をいただきたいと考えてございます。その機会はずらと取ろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(司会)

はい。黒木構成員、どうぞ。

(黒木)

すみません。ちょっと今の件じゃないんですけども。その前の大島さんの件についてちょっと追加質問させていただいてよろしいですか。

大島さんの意見の中で、ちょっと知識不足でちょっと教えていただきたいんですけども、今回の練馬の1キロ問題のところなんですけれども、これって道路に認可したのは国が認可したというふうな感じになっていることをおっしゃいましたよね。ということは、これは都道ではなく国道なんですか。そこがちょっとはっきり分からないのと。

なぜ、都でやっているんだったら都が認可でできるんじゃないかなと思っていまして、その辺がまず分からないのもあってお教えいただきたいんですけども。

それと、もうこれも意見に近いんですけども、やっぱりその練馬の人たちもそうやって一体化というふうに思ったわけですよ。一体化されているものだと。それを今まで知らなかったということは、この武蔵野地区だけではなく、ほとんどの人が。都は一体化じゃないと言いつつも、誰もじゃあ知らないということなんじゃないでしょうか。多分それは周知不足ということが本当であって、それは本当に、一度、都のトップが謝罪するぐらいのことをやってもらわない限り住民が納得しないんじゃないかと思うんですけどね。あ

なたたちが今言ったとしても、それは全然説明不足であり、都のトップが一度謝罪するぐらいの気持ちを示してくれない限り、それは絶対に住民も納得しないような感じがするので、その辺のことをいっぺん考えていただきたいと思っております。

(司会)

はい。分かりました。二つのうちの最初のほうだけはちょっと回答いただけますか。2番目のほうは意見ということで。

(安西)

外環の地上部街路の練馬の区間についてですけれども、事業を実施している主体は東京都でございます。事業に着手するにあたって事業認可というものを取得する必要があります。事業主体である都が国に事業認可を取得するために申請いたします。国が事業認可を下ろすという形になります。今回、訴訟で被告になっているのは、その事業認可を下ろした国という関係でございます。

(司会)

はい。ありがとうございます。濱本さん、すみません。時間がないんですけれども、よろしく願います。あと5～6分しかないんですけれども。糸井さん、願います。

(糸井)

私が申し上げた全体意見交換会について、小口さんは一通りまとまった段階でとおっしゃいますけれども、本来ここに来ている構成員のほかに、希望して落とされた人もいるのが一つね。それからもう一つは、もともとこういう意見交換会をやっても出てくる答えは同じだから、ばかばかしいとっていて、本当はちゃんとした意見を言いたいけれども、今回はやめにしたという人がいるわけですね。つまりそういうような人、もろもろいるわけだから、一通りまとまってからでは遅いんです。だから、私は是非早急にやってほしい。本来こういう類の意見交換会は少なくとも半年とか、あるいは4～5回に1回はやるべきですよ。十何回もやってから、あるいはもっと過ぎてからやるなんていうのは遅いですよ。

(司会)

古谷さんからもう1件。事前に「その他」でやりたいというアセスの話も…。前回約束しているアセスの回答について。安西構成員、どうぞ。

(安西)

前回ご質問いただいた武蔵野市の大深度に関する外環本線の環境影響評価について、環境影響評価書のページ数のどこに記載があるのかというお問い合わせでしたのでお答えさせていただきます。まず評価について、大深度地下に位置するトンネル構造に関して、水

循環においては、ちょっとページ数がややこしいんですが、9-5-44~46、54~55、59ページに記載がございます。また、地盤においては、9-7-9~13等に記載されています。ここで口頭で申し上げてもあれですけども、環境影響評価書をご覧になる場合には、都民情報ルーム、あるいは東京都環境局、武蔵野市役所においては環境政策課、まちづくり推進課などで閲覧できます。現在、外環本線については事業実施段階であります。この話し合いの会は地上部街路に関する話し合いの会でございますので、今日は外環国道の職員が欠席しておりますが、詳細については外環国道事務所にお問い合わせいただくと助かります。以上です。

(司会)

はい。ありがとうございます。あと5分。

(古谷)

今のことでです。関連なんです。

(司会)

はい。5分しかありませんけれども、よろしくをお願いします。

(古谷)

今の水循環ですが、これはPI会議でインプットデータが随分ひどいインプットデータで計算している。ということを私は指摘してあります。これはこの公開の期間よりはるかに後ではありますけれども、そういうナンセンスなデータでアセスメントができてということ自体は伝わっていますか。

(司会)

はい、小口構成員。

(小口)

アセスメントに関しましては、いろいろな意見が出ておまして、そういった意見に関しては環境審議会ですっきりと議論させていただいたうえで、環境影響評価書というのはできていると考えてございます。

(古谷)

いやいや。そのアセス書自体が…。

(司会)

それでは本日、時間もあれですので。

(黒木)

すみません。1点だけちょっといいですか。

(司会)

はい。じゃあ黒木構成員、どうぞ。

(黒木)

すみません。手短に。さっきの答えなんですけれども、普通、都道をつくるにしても必ず国の認可は必要ということなんですか。東京都側は。

(司会)

はい、安西構成員。

(安西)

必ずというわけではございませんが、今回、都市計画に定められた道路をつくる都市計画事業として事業を実施しております。その際に、都が事業を実施する場合には、国の事業認可が必要になります。

(司会)

はい。じゃあ、市施行もあれば、公団施行だとか、国施行、都施行と、施行者によっていろんなものがあるので、1回ちょっと表にして構成員に配っていただけますか？

(安西)

はい。

(司会)

誰が事業者、施行者になって、その場合には誰が認可をするのか。そういう問題が分からないようなところもあるので、ちょっとそれは整理して。今はもう議論してもなかなかあれですから。市がやる場合もあれば、都がやる場合もある。国が事業をやる場合もある。公団がやる場合も。いろいろある。民間がやる場合もありますよね。ですから、そういうことを考えると、ちょっと1回整理して。ペーパー1枚で整理できると思いますので、よろしくをお願いします。それも構成員の方に配っていただきたいと思います。

黒木さん、それでいいですか。

(黒木)

はい。

(司会)

本当に城戸構成員と黒木構成員には本当に申し訳ないです。また延ばしちゃって申し訳ないんですけども、是非次回はやらさせていただきますので、ご理解いただきたいとします。次回についての進行については、また事前協議の中で、濱本さんの問題もさせていただきますので、順番については、私としては城戸構成員と黒木構成員の説明だけでも先に伺いたいなというふうに思っております。もう7～8回延びていますか。大変申し訳ないで。

(城戸)

1年半。

(司会)

1年半延びていますか。申し訳ございません。ですので、それをちょっと先にやってほしいと。やらせてほしいというふうに事前協議の中では話をしたいと思います。それではすみません、進行がうまくいなくて今日は全然進みませんでしたけれども。「まとめ」をひとつよろしくをお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から本日のまとめをさせていただきます。まず、次第2でございますが、構成員の皆様から第14回の議事録、議事要旨についてご確認をいただきましたので、公表させていただきたいと思います。また、次第3では、濱本構成員、西村構成員から提出していただいた資料についての意見交換を行わせていただきました。その中で資料9-5についてですが、再度、濱本構成員ともどのように回答するかも含めて、一度お話をさせていただきたいと思います。その中で資料9-5の一部にも含まれますが、多摩の都市計画道路の整備方針の経緯についても合わせて回答するような方向で考えていきたいと思えます。また、ご意見カードのまとめ方についてですが、事務局として皆さんの意見を問うことはよいことと思っておりますので、そのやり方については再度検討させていただきたいと思えます。黒木構成員からご質問のあった事業認可の申請者と、あと許認可権者のお話ですが、まとめて紙で配布させていただきたいと思えますのでよろしくをお願いします。以上です。

(司会)

言葉と図でちょっと書いてもらおうと分かりやすいので、よろしくをお願いします。違う図を使わないように、ひとつ。またもめちゃいますので。時間がないんですけども。いいですか。よろしいでしょうか。じゃあ古谷さん、どうぞ。

(古谷)

濱本さんの11項目について回答していただくということをまとめてくださいねってお

っしゃいましたね。それもやっぱりまとめの中に入る？

(司会)

いや。今言いましたから。

(古谷)

はい。ごめんなさい。

(司会)

ですから、またよくヒアリングさせていただいて、整理したうえで、この会議の中で発表させていただいて意見をいただくというのがいいかなと思いますので。

じゃあ次回是非、黒木さんと城戸さんには、もう1年半も提出してから時間がたってお待たせしておりますけれども、まずそれをできればやりたいなというふうに思っていますので、またこれは皆さんで調整して次第をつくりたいと思います。それではすみません。事務局から何かお知らせ等ありますか。

(事務局)

最後にですね、次回の開催時期ですが、前回と同様に構成員の皆様と日程調整をさせていただいてご案内させていただきたいと思います。最後に、傍聴者の方には、先ほど話がありましたけれども、ご意見カードの記入提出をお願いしております。提出は出口に箱を用意していますので、そちらに入れていただきたいと思います。それでは、これをもちまして第15回話し合い、武蔵野市における話し合いの会を終了いたします。お帰りの際はお気をつけてお帰りください。以上です。